

令和8年度介護職員初任者研修等受講費用助成事業

事業者の介護職員初任者研修等受講費用を助成します！

事業目的	・名護市内の介護人材の確保・職員の定着・キャリアアップの促進を目的として、介護職員初任者研修等の費用を、事業者が負担した場合に、負担した金額の 3分の2 を助成します					
助成対象者	・名護市内に事業所（※1）を有する法人のうち、雇用している従業員が受けた下記の助成対象研修受講費等を負担する法人					
助成対象研修	・介護職員初任者研修 ・介護福祉士実務者研修 ※都道府県の指定を受けた研修機関による通信講座も対象					
助成の要件	・従業員が受講した 研修費用の4分の3以上を法人が負担 していること ・ 申請時において 、助成対象の研修終了日の翌日から起算して 1年以内 であること ・研修終了した日以降、同じ法人内での勤務が 介護職として3か月以上経過 かつ、 引き続き勤務していること ・ 他からの助成を受けていないこと					
助成額	・事業者が負担した受講費用の3分の2を補助（※1人当たり50,000円上限） ※下記例：受講費用が10万円の場合 <table><tr><td>個人の負担 2.5万円</td><td>法人の負担 7.5万円（実質2.5万円）</td><td>市の助成 5万円（7.5万円×2/3） ※上限額5万円</td></tr></table>			個人の負担 2.5万円	法人の負担 7.5万円（実質2.5万円）	市の助成 5万円（7.5万円×2/3） ※上限額5万円
個人の負担 2.5万円	法人の負担 7.5万円（実質2.5万円）	市の助成 5万円（7.5万円×2/3） ※上限額5万円				

（※1） 介護保険法に規定する居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス、介護保険法第8条第25項に規定する施設サービス、介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうち、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス

【注意事項】 国・県その他の機関から補助金等の交付を受けている場合は対象外

申請に必要な書類	・受講費用助成金交付申請書（様式第1号） ・添付資料 （1）研修を修了したことを証する書類の写し （2）研修修了者一覧（※複数人を申請する場合） （3）研修実施事業者が発行した受講費（教材費を含む。）の領収書写し （4）研修の受講費用及び内容が分かる資料（研修のパンフレットなど） （5）在職証明書（様式第2号） （6）研修の受講費を4分の3以上負担したことが明確に分かる資料 ※申請書等は名護市公式HPからダウンロードできます。
申請方法	・名護市介護長寿課窓口へ提出または郵送
申請時期	・令和8年10月1日～令和9年3月31日 ※申請時において、助成対象の研修終了日の翌日から起算して1年以内であること ※ただし、予算の範囲内で補助金を交付しますので、補助金申請額が予算額の上限に達した場合は受付を終了します。
申請後の流れ	申請書の提出 ⇒ 審査 ⇒ 交付決定 ⇒ 請求書の提出 ⇒ 補助金交付

詳細は名護市公式HPをご確認ください。

別添Q&A、フローチャートもございます。併せてご確認ください。